

教育委員会会議 定例会

令和3年7月7日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

# 1 議 案

な し

## 2 報 告 事 項

( 4 ) 令和3年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について

## 3 その他報告

( 4 ) 甲府城西高等学校徴収金等における使途不明金判明への対応について

( 5 ) ヤングケアラーの支援の推進について

(令和3年7月7日 定例教育委員会)

課名 義務教育課

件名	令和3年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について
経緯	<p>令和3年4月14日 定例教育委員会において、令和3年度山梨県教科用図書選定審議会へ諮問する4つの事項を決定</p> <p>令和3年4月27日 第1回山梨県教科用図書選定審議会をオンラインにより開催</p> <p>令和3年5月25日 第2回山梨県教科用図書選定審議会を開催</p> <p>令和3年5月28日 山梨県教科用図書選定審議会から山梨県教育委員会に答申</p> <p>※対象となる教科用図書は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学校用教科用図書「社会（歴史的分野）」</li> <li>2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」</li> </ol>
内容	<p>○ 諮問事項と主な答申内容</p> <p><b>諮問第一項</b> 令和3年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学校用教科用図書「社会（歴史的分野）」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の採択基準を踏襲し、新学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、内容3項目と形式2項目を設定した。</li> </ul> </li> <li>2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の採択基準を踏襲した。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>諮問第二項</b> 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学校用教科用図書「社会（歴史的分野）」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度を踏襲し、採択基準に基づき教科の特性を踏まえた調査研究の観点を設定した上で、調査研究の内容、基本的な考え方により採択参考資料を作成した。</li> <li>・調査研究の公正性・公平性が確保される範囲内で、調査員数及び採択参考資料の内容を精選した。</li> </ul> </li> <li>2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度を踏襲した調査員数、調査研究の内容、基本的な考え方を設定し、採択参考資料を作成した。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>諮問第三項</b> 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について</p>

- 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
  - ・中学校用教科用図書「社会（歴史的分野）」の採択替えを行うか否かを協議する場合について、採択替えの範囲、採択権者の判断と責任、採択地区協議会を設置し、共同調査・研究を行うこと等をまとめた。また、昨年度を踏襲し、特別支援学級を設置する学校に関する教科用図書の採択の方法を示した。
- 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について
  - ・昨年度を踏襲し、県教育委員会の指導助言を得て、再度協議して決定することを示した。
- 3 採択の公正確保について
  - ・昨年度を踏襲し、指導の方法及び内容について、文書等による指導、説明会等による指導、訪問、面接等による指導を示した。また、情報公開について、採択事務の円滑な遂行及び採択の公正確保に支障を来さない範囲内で、採択結果及びその理由等の情報の積極的な公開を行うことを示した。

**諮問第四項** 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和4年度使用教科用図書の採択について

- ・昨年度を踏襲し、県教育委員会は、学校ごとに校内調査委員会を設置し、県教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し、その結果を参考にして採択を行うことを示した。

**○ 今後の採択について**

市町村教育委員会等の採択権者は、採択期限となる8月31日までに、この答申を参考に調査研究等を行い、中学校用教科用図書「社会（歴史的分野）」と特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択を行う。

令和3年7月7日(水)		担当課	甲府城西高等学校 高校教育課																																																						
件名	甲府城西高等学校学校徴収金等における使途不明金判明への対応について																																																								
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件については、模擬試験の代金等の未払いが30件、3,999,817円生じているとして5月27日に記者発表を行ったところ。</li> <li>○ 使途不明金について、当該職員への聴き取り、会計証拠書類等の確認等、内部調査を継続して実施し、その結果と今後の対応について説明を行う。</li> </ul>																																																								
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査結果の概要 当該職員が採用された平成29年度からの預金収支と会計証拠書類等を調査した結果、新たな未払い(4件)と進路指導費会計と購買部会計において、次年度に繰り越されるべき当該年度の不足額が確認された。 (注) 当該年度不足額は、正当な収支差額(繰越金)と預金(通帳)残高との差</li> <li>○ 使途不明金額 5,270,356円 内訳 (単位:円)</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>進路指導費</th> <th>進路模試</th> <th>購買部</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>当該年度不足額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>当該年度不足額</td> <td>206,390</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>206,390</td> </tr> <tr> <td>令和1年度</td> <td>当該年度不足額</td> <td>695,133</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>695,133</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和2年度</td> <td>当該年度不足額</td> <td>150,784</td> <td>0</td> <td>195,738</td> <td>346,522</td> </tr> <tr> <td>未払額</td> <td>1,545,080</td> <td>1,921,493</td> <td>555,738</td> <td>4,022,311</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">計</td> <td>当該年度不足額</td> <td>1,052,307</td> <td></td> <td>195,738</td> <td>1,248,045</td> </tr> <tr> <td>未払額</td> <td>1,545,080</td> <td>1,921,493</td> <td>555,738</td> <td>4,022,311</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>2,597,387</td> <td>1,921,493</td> <td>751,476</td> <td>5,270,356</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 上記の使途不明金額から既弁済額60万円を除いた残金全額を7月30日までに返済すること等を内容とする誓約書を本人から徴収済み。</li> </ul>					年度	区分	進路指導費	進路模試	購買部	計	平成29年度	当該年度不足額	0	0	0	0	平成30年度	当該年度不足額	206,390	0	0	206,390	令和1年度	当該年度不足額	695,133	0	0	695,133	令和2年度	当該年度不足額	150,784	0	195,738	346,522	未払額	1,545,080	1,921,493	555,738	4,022,311	計	当該年度不足額	1,052,307		195,738	1,248,045	未払額	1,545,080	1,921,493	555,738	4,022,311		合計	2,597,387	1,921,493	751,476	5,270,356
年度	区分	進路指導費	進路模試	購買部	計																																																				
平成29年度	当該年度不足額	0	0	0	0																																																				
平成30年度	当該年度不足額	206,390	0	0	206,390																																																				
令和1年度	当該年度不足額	695,133	0	0	695,133																																																				
令和2年度	当該年度不足額	150,784	0	195,738	346,522																																																				
	未払額	1,545,080	1,921,493	555,738	4,022,311																																																				
計	当該年度不足額	1,052,307		195,738	1,248,045																																																				
	未払額	1,545,080	1,921,493	555,738	4,022,311																																																				
	合計	2,597,387	1,921,493	751,476	5,270,356																																																				
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人の解雇 同職員は、不正流用は認めているが使途については明確な説明を拒んできており、聴き取り調査を継続したとしても確認が困難であることから聴き取り調査を打ち切り、令和3年6月30日を以て解雇した。</li> <li>○ 生徒・保護者への対応 7月6日に生徒集会と保護者説明会を開催し、調査結果と今後の対応について説明し、改めてお詫びしたところ。</li> <li>○ 今後の対応 損害賠償請求訴訟を提起し、7月30日までに返済されない場合は、刑事手続きを行う予定。</li> <li>○ 再発防止について 私費会計処理の手引きに基づく預金の残高確認、現金出納簿の作成等、適正な会計処理を行うため、5月28日、6月28日に職員研修会を開催し、適正な会計処理及び再発防止について徹底を図った。</li> </ul>																																																								

ヤングケアラーの支援の推進について  
[別途資料配付]